

## 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について（報告）

**横浜市生活環境の保全等に関する条例を一部改正しましたので、今後規則等の改正と合わせて、平成 31 年 4 月 1 日に施行します。**

【横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月 25 日横浜市条例第 58 号）とは】

事業活動における大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、日常生活における環境への影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。平成 14 年 12 月制定。

### 1 横浜市地球温暖化対策実行計画の改定に合わせた改正

#### （1）趣旨

横浜市地球温暖化対策実行計画の改定と合わせて、市内事業者の温暖化対策の一層の推進を図るとともに、低炭素電気の普及を促進する制度を創設しました。また、法令の整備等に伴う関係規程等を整理しました。

#### （2）改正の主な概要

- ア 地球温暖化の防止等に関する市の責務として「気候変動適応に関する取組」を明示【第 142 条】
- イ 中小規模事業者に対し、省エネ等の取組報告を求めるとともに、本市が公表・評価する仕組みを追加【第 144 条の 4】
- ウ 市内の事業者が低炭素電気の調達及び供給に努めることを規定。また、電気を供給する小売電気事業者に低炭素電気普及促進計画の策定等を義務付けるとともに、本市は提出された計画等を公表することを規定【第 146 条の 5～第 146 条の 9】  
（詳細は右図）

# 低炭素電気の普及を促進する制度の創設について

## 1 制度の概要

平成 28 年に電力の小売全面自由化が開始されたことを踏まえ、平成 30 年 10 月に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」の重点施策に位置付けた「低炭素電気<sup>※1</sup>の供給と選択の推進」を図るため、小売電気事業者<sup>※2</sup>を対象とした新たな制度を創設しました。

本制度は、小売電気事業者には、低炭素電気の供給による温室効果ガスの計画的な排出削減を促すとともに、電気を使用する市民・事業者に対しては、本市が小売電気事業者の取組内容を公表することにより低炭素電気の選択の幅を広げます。

※1 低炭素電気 : 再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される CO<sub>2</sub> の量が少ない電気

※2 小売電気事業者 : 電気を供給することを事業とする事業者で経済産業大臣の登録を受けた者

## 2 制度の仕組み

### (1) 小売電気事業者

温室効果ガス排出抑制の計画及びその実施内容等を公表、市へ報告するとともに、その計画内容を実施します。

#### <主な報告内容>

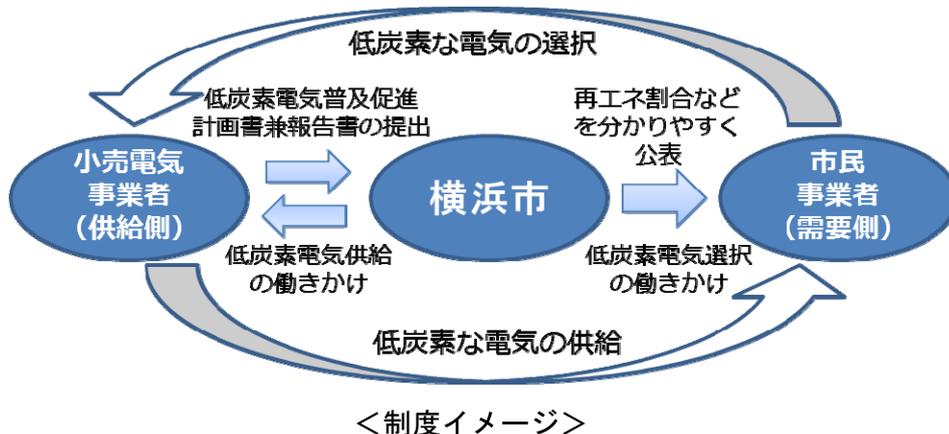
- ・低炭素電気普及のための基本方針
- ・電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量
- ・温室効果ガス排出抑制のための措置
- ・再生可能エネルギー、未利用エネルギーを利用した電気の調達量

### (2) 横浜市

低炭素電気を普及促進するための計画書・報告書の作成等に関する指針を策定するとともに、小売電気事業者の取組内容を公表します。

### (3) 市民・事業者（電気の需要家）

公表内容を参考に環境性の高い電気の購入が容易になります。



## 2 土壤汚染対策法の一部改正に伴う改正

### (1) 趣旨

土壤汚染対策法の一部改正により規制対象の拡大及び新たな手続等が規定され、平成31年4月1日に施行されることから、法との整合を図るため、条例の一部改正を行いました。

### (2) 改正の主な概要

#### ア 法で規制対象の範囲が拡大されたことに伴い条例から除外する改正

- (ア) 掘削時の届出対象となる土地が新たに法で規定されたため、これまで条例で規定していた届出対象から当該部分を除外【第65条第1項】
- (イ) 指定が解除された区域の台帳作成が法で規定されたため、これまで条例で規定していた台帳作成の対象から当該部分を除外【第68条の3】

#### イ 法で新たに認められた汚染土壤の埋立て等の規定に伴う改正

一定の要件を満たした区域の間での汚染土壤の埋立て等及び管理票による管理について法で規定されたため、同様に条例で規定（右図参照）

【第62条の3、第69条の3、第69条の5】

#### ウ 法で新たに手続等が規定されたことに伴う改正

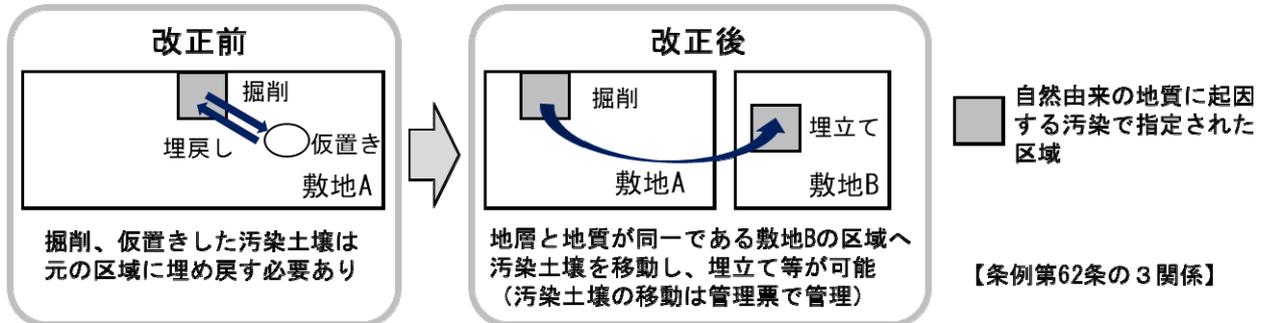
- (ア) 土地の掘削時の届出に併せて土壤調査結果の提出ができることが法で規定されたため、同様に条例で規定【第65条第2項】  
また、土地の掘削時の届出に併せて調査結果の提出があった場合は、調査命令の対象から除外することが法で規定されたため、同様に条例で規定【第65条第3項】
- (イ) 汚染の除去等の措置が必要な区域について、措置実施前に汚染除去等計画を提出することが法で規定されたため、同様に条例で規定【第66条の2】

#### エ その他

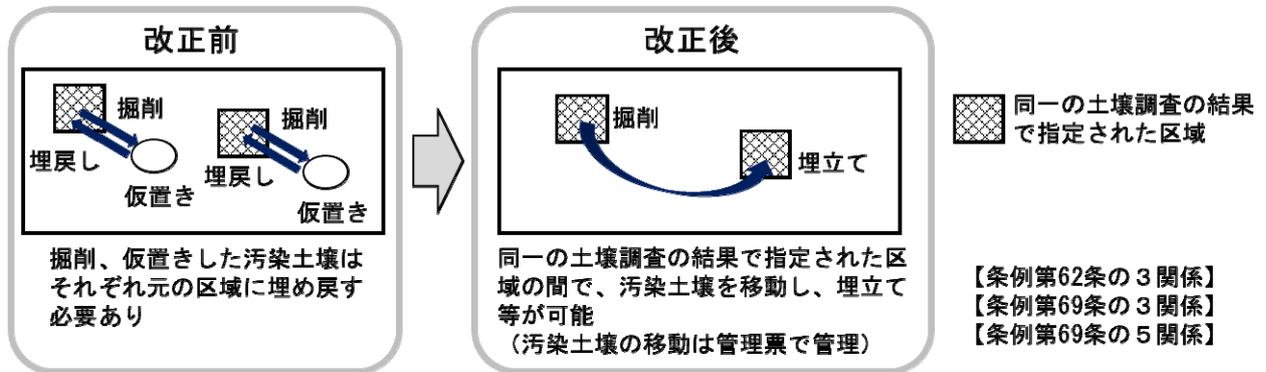
- (ア) 上記イ、ウに関して法で新たに罰則が規定されたため、同様に条例で規定
- (イ) 法改正に伴う字句の修正

## 法で新たに認められた汚染土壌の埋立て等の規定に伴う改正の内容

### 1 自然由来の地質に起因する汚染で指定された区域の間の土壌の埋立て等



### 2 同一の土壌調査の結果で指定された区域の間の土壌の埋立て等



## 3 その他関係規程等の整理

### (1) 趣旨

法令の整備等に伴う関係規程等を整理しました。

### (2) 改正の主な概要

ア 「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針」について、対象等を明確にするための規定を追加【第51条の2～第60条】

イ フロン排出抑制法等によるフロン類の排出抑制に関して法で規定されたため条項の削除【第146条】